

# 仙北市国民保護計画(案)

## ご意見をお寄せください

仙北市では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)に基づき、「仙北市国民保護計画」を策定中です。

この計画は、武力攻撃事態や大規模テロ等に対して、市民の生命・財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施するよう定める計画です。皆さんの意見を踏まえ、市国民保護協議会において協議し、策定いたしますのでご意見をお寄せください。

## 募集要項

■募集期間:3月1日(木)～3月20日(火)

■募集対象:仙北市民及び仙北市に通勤、通学する者

■意見の提出方法

環境防災課(角館庁舎)、田沢湖地域センター総合窓口課及び西木地域センター総合窓口課に備え付けの意見書用紙又は、ホームページから様式をダウンロードし、下記により提出願います。

◇郵便・FAX・電子メールによる場合

〒014-0392 仙北市角館町東勝楽丁19番地

仙北市役所市民福祉部環境防災課 交通防災係 宛

FAX (54)1737 E-mail semboku@city.semboku.akita.jp

(メールアドレスを明記の上お送りください)

◇直接提出される場合

環境防災課宛の封筒に入れて、市役所各庁舎及び出張所窓口にて提出願います。

■計画書(案)の閲覧場所

環境防災課(角館庁舎)／田沢湖地域センター総合窓口課／西木地域センター総合窓口課

■問合せ:仙北市環境防災課 交通防災係 TEL(43)3308

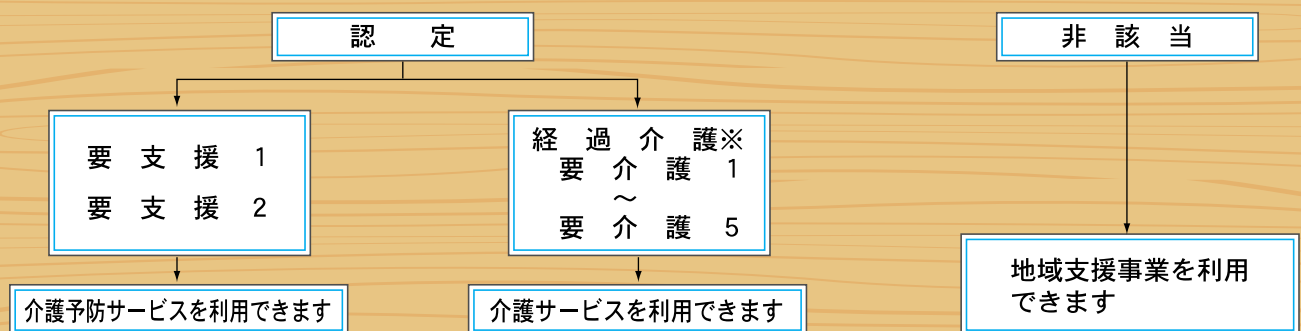
## 介護保険事務所からのお知らせ

# 平成19年4月から「介護予防サービス」が始まります

介護保険のサービスを利用するときは、まず「要介護認定」を受けていただきます。その際「要支援1」「要支援2」と認定された方は、状態を改善し悪化を防ぐ「介護予防サービス」を利用できます。「要介護1」から「要介護5」と認定された方は、これまでどおりの介護サービスを利用できます。

介護予防サービスとは、住宅サービスに筋力の向上や栄養改善、口腔機能の改善など介護予防を目的とした内容が組み込まれたものです。

介護予防サービスの利用については、これまで介護サービスを利用して、更新申請等で「要支援1」「要支援2」と認定を受けた方は担当のケアマネジャーに、また、初めて申請して「要支援1」「要支援2」と認定された方は、地域包括支援センターにご連絡ください。



※現在経過介護を認定されている方は、その有効期間終了まで介護サービスを利用することができます。

【問い合わせ先】

介護保険事務所

TEL 0187-86-3912

仙北市包括支援センター

TEL 43-9071